

公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本県は、全国最多の土砂災害警戒区域を有するとともに、平成 30 年 7 月豪雨災害などの大規模災害の経験により、防災・減災の重要性が一層認識されているものの、未だ県民の十分な避難行動につながっていないことから、県ホームページなどの媒体からの防災情報の発信により、適切な避難行動につなげるための取組を進めているところであるが、インターネットや SNS により情報を収集できない県民に対しての情報発信が課題となっている。

本業務は、令和 4 年 6 月に運用を開始したデータ連携基盤 DoboX において公開している土砂災害警戒区域などの災害リスク情報、雨量、水位、カメラ情報、道路規制情報などのリアルタイム情報を重ね合わせて表示できる仕組み（以下、「放送用マップ」という。）を構築するとともに、テレビ放送事業者が放送用マップを災害時の放送に活用することで、県民に幅広く情報が届くことによりデジタルデバイドを解消すること目的とし、各放送事業者のニーズの把握、とりまとめを行い、放送事業者が放送用マップをより活用しやすくする仕組みの構築に向けた支援を行う業務である。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和 6 年 12 月 26 日から令和 7 年 3 月 21 日まで

(4) 予算額

13,500 千円

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和 6 年 12 月 5 日（木） 17 時 00 分

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和 6 年 12 月 9 日（月） 17 時 00 分

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和 6 年 12 月 10 日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県土木建築局建設DX担当

② 提案書提出期限

令和 6 年 12 月 12 日（木） 17 時 00 分

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)
- (6) 仕様書及び図面(以下「仕様書等」という。)について
 - ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
 - ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
 - ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
 - ② 上記の通知を受けた者は、広島県土木建築局建設DX担当に対してその理由説明を求めることができる。
 - ③ この説明を求める場合は、令和6年12月24日(火)までに、その旨を記載した書類を提出すること。
 - ④ 上記に対する回答は、令和6年12月25日(水)までに、書面により行う。
- (8) 支払条件
業務完了後の一括払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
 - ① 提出された提案書は、返却しない。
 - ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。
 - ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
 - イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。
- (3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用 適用なし

4 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 契約書（案）
- 仕様書
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 電子データの保存等に関する申出書
- 評価基準
- 公募型プロポーザル提案書作成要領
- その他（ ）

【問い合わせ先】

広島県土木建築局建設DX担当 担当 岡本
電話 082-513-3861（ダイヤルイン）